

瀬戸市の中小企業支援施策

『瀬戸市事業用電気自動車等導入補助金』 概要

瀬戸市では、物価高騰の影響を受けた事業者を引き続き支援するとともに、脱炭素化を推進するため、事業用電気自動車等を導入する市内の中小企業者にその費用の一部を補助します。

◆ 補助対象事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・瀬戸市内に事業所のある中小企業者
- ・事業の用に供する自動車を既に3台以上所有していること
- ・車両の貸付またはリース取引を主たる事業としていないこと
- ・市税の滞納のない者
- ・暴力団等との関係性を有していないこと

国や県の補助金等と
併用が可能です！

◆ 補助対象設備

1 電気自動車（EV）（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・事業に使用する目的で新車を購入すること（リース取引（所有権移転型リースを含む）及びローン購入は除く）
- ・搭載された電池で駆動する電動機を原動機とする内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されたもの
- ・契約日及び初度登録年月※が交付決定日以後のものであること
※初度登録年月とは、運輸支局または軽自動車検査協会に車の登録申請をし、日本国内で初めて受理された年月のことです。軽自動車の場合は初度検査年月を初度登録年月として扱います
- ・自動車保管場所証明書に記載のある使用の本拠の位置及び保管場所の位置が瀬戸市内であること
- ・自動車検査証に記載されている使用者及び所有者が申請者であること
- ・車両の車体（ボディ）に商号または屋号を表示すること

2 充電設備（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・瀬戸市事業用電気自動車等導入補助金を活用し上記電気自動車（EV）を購入することに伴うもの
- ・事業に使用する目的で新品を購入すること（中古品は補助対象外）
- ・発注日及び着手日が交付決定日以後のものであること
- ・瀬戸市内の事業所に設置するもの
- ・一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの（<https://www.cev-pc.or.jp/>）

※V2H 充放電設備・外部給電器は除く

◆ 補助対象経費、補助率及び補助上限額

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
① 電気自動車（EV）	車両本体の購入費	—	30万円/台 ※2台を限度とする。 ※電気自動車1台に係る補助対象経費の額が30万円を超えない場合は、当該補助対象経費の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
② 充電設備 ※配電設備及び付帯設備（屋根等）は除く	新規に充電設備を購入する費用及び設置に係る費用	1/2	10万円

※補助金の交付は一事業者につき1回限りです。

※②のみでの交付申請はできません。

※①②を合算した交付申請額（補助金額）に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。

◆ 補助金の交付決定等

- ・補助金の支払いは、補助対象設備の購入等完了後の精算払です。
- ・交付決定日から令和7年2月28日（金）までに購入等（初度登録、充電設備設置完了、購入費支払い完了）したものが補助対象です。

◆ 交付申請期間

令和6年12月27日（金）まで（必着）

※ただし、予算の上限に達し次第、申請を締め切ります。

◆ 申請方法及び郵送先

申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 瀬戸市事業用電気自動車等導入補助金担当 宛て

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆

